地域生活支援事業関連資料

地域生活支援事業実施要綱(案)

1 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

(1)市町村地域生活支援事業

市町村(指定都市、中核市、特別区含む)を実施主体とし、複数の市町村が連携し 広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。 また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業を実施することができるものとする。

(2)都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1)市町村地域生活支援事業

障害者、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業、障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

ア	相談支援事業	(別記 1)
1	コミュニケーション支援事業	(別記 2)
ウ	日常生活用具給付等事業	(別記 3)
エ	移動支援事業	(別記 4)
オ	地域活動支援センター機能強化事業	(別記 5)
カ	その他の事業	(別記 6)

(2)都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス 提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、必要な事業を行うこ とができる。

ア 専門性の高い相談支援事業(別記 7)イ 広域的な支援事業(別記 8)ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業(別記 9)エ その他の事業(別記 10)

4 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

- (1)市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それ ぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2)障害者等に対し、点字を用いる等障害の種類に配慮しながら、本事業の内容を十分 に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3)本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、 信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4)地域生活支援事業の中には交付税措置による事業もあるが、その分については地域 生活支援事業の補助対象とならない。

地域活動支援センター機能強化事業

1 目的

本事業は、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の 提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化 し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

基礎的事業()に加え、本事業の機能強化を図るため、「地域活動支援センター型」、「地域活動支援センター型」、「地域活動支援センター型」の類型を設け、下記の事業を実施すること。

(1)地域活動支援センター型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施すること。なお、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。

(2)地域活動支援センター型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入 浴等のサービスを実施すること。

- (3)地域活動支援センター型
 - ア 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による 援護事業(以下「小規模作業所」という。)の実績を概ね5年以上有し、安定的な 運営が図られていること。
 - イ このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施すること。
 - ()基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。(財源は交付税により措置)

3 職員配置

本事業の実施にあたっては、下記のとおり職員を配置することとする。

- (1)地域活動支援センター型
 - 基礎的事業()による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。
- (2)地域活動支援センター型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。

- (3)地域活動支援センター 型
 - 基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とすること。
 - ()基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とすること。

4 利用者数等

(1)地域活動支援センター型

1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であること。

(2)地域活動支援センター型

1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であること。

(3)地域活動支援センター型

1日あたりの実利用人員が概ね10名以上であること。

5 留意事項

- (1)実施主体又は本事業の委託を受けた法人は、本事業の利用者との間に、本事業の利 用に関する契約を締結すること。
- (2)地域活動支援センターの委託を受け事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。